

第7章 就労支援について

第1 実態把握による課題の抽出

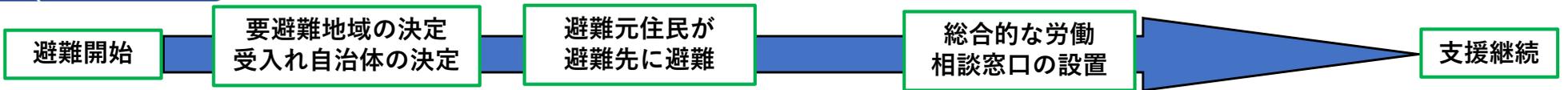
就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の鹿児島県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県先島5市町村で就業している方々の職業等を考慮するとともに、本県の受入市の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と鹿児島労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と鹿児島労働局との間で準備できることについて検討していく。

前提事項

- 避難元の先島5市町村から避難先の九州・山口各県に約11万人の全住民が避難する。
- 避難先の九州・山口各県では、通常の実業活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、国（鹿児島労働局）と鹿児島県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 避難元の先島5市町村の就業者数と避難先のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先の県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

就労支援のフロー案



	①避難開始	②実態把握	③総合的な労働相談窓口 <検討>	④避難住民への各種支援措置の検討	⑤総合的な労働相談窓口 <準備>	⑥総合的な労働相談窓口 <設置>	⑦必要に応じ機能の追加	⑧総合的な労働相談窓口 <縮小移転>	⑨通常業務を通じた支援継続	
就労支援のフロー	鹿児島労働局	平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討 必要人員、資機材等に係る調整	各種就労支援策を検討 ○避難者のニーズに応じたマッチング支援 ○人材不足分野である医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野のマッチング支援	④を反映して③を具体化	人員、資機材等を確保して設置 広報・周知	避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の状況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小	通常の施設、人員での支援を継続
		平時に構築した体制を基に、支援準備の開始	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定 県として付する機能に係る関係部局等と調整	各種就労支援策を検討 取組事業（担い手支援施策等）の活用検討	国の設置準備に協力	県の取組に必要な人員、資機材等の確保 広報・周知	避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の商況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小	通常の施設、人員での支援を継続

実態把握を踏まえた就労支援等

平時の準備 (体制づくり) 雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

実態把握による課題の抽出案

受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

受入れ市町と受入れ人数		小学校区	ハローワーク等関連施設	平時の窓口業務	所在地等
1 鹿児島市	8,415	<ul style="list-style-type: none"> ・東小学校区 ・西城小学校 (長中・長南地区) ・旧大神小学校区 ・狩俣小学校区 	①職業安定部	ハローワークに対する 主管課	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島 西千石第一生命ビル1階
			②ハローワーク鹿児島	職業相談・雇用保険手続	鹿児島市下荒田1-43-28
			③ワークプラザ天文館	職業相談	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6階
			④マザーズハローワークかごしま	子育てをしながら働きたい方に対する職業相談	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6階
			⑤鹿児島新卒応援ハローワーク	新規卒業予定の学生・生徒(留学生含む)及び学校卒業後おおむね3年以内の方に対する職業相談	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル3階
			⑥ワークサポートみなみ	職業相談	鹿児島市宇宿2-3-5 オプシアミスミ3階
			⑦生活・就労支援センターかごしま	生活と就労に関する相談をワンストップで実施	鹿児島市役所東別館1階
2 霧島市	3,085	<ul style="list-style-type: none"> ・城辺小学校区 ・砂川小学校区 	⑧ハローワーク国分	職業相談・雇用保険手続	霧島市国分中央1-4-35
			⑨霧島わかものハローワーク	おおむね35歳未満で正社員就職を希望する方に対する個別就職支援	霧島市隼人町見次1229 イオン隼人国分店2階
3 指宿市	1,480	<ul style="list-style-type: none"> ・西城小学校区 (長中・長南除く) ・池間小学校区 	⑩ハローワーク指宿	職業相談・雇用保険手続	指宿市東方9489-11
4 鹿屋市	834	・福嶺小学校区	⑪ハローワーク鹿屋	職業相談・雇用保険手続	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市 産業支援センター1階
4 市	13,814		11箇所 (受入れ市以外の県内施設 12箇所)		

実態把握による課題の抽出案

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
管理的職業従事者	642	64
専門的・技術的職業従事者		9,525
製造技術者（開発）	4,006	70
製造技術者（開発を除く）		145
建築・土木・測量技術者		1,236
情報処理・通信技術者		284
その他の技術者		31
医師，歯科医師，獣医師，薬剤師		233
保健師，助産師，看護師		2,866
医療技術者		1,025
その他の保健医療従事者		447
社会福祉専門職業従事者		2,452
美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者		65
その他の専門的職業従事者（上記中分類以外も含む。）		671

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
事務従事者		3,689
一般事務従事者	4,185	2,783
会計事務従事者		294
生産関連事務従事者		198
営業・販売事務従事者		232
外勤事務従事者		6
運輸・郵便事務従事者		89
事務用品機器操作員		87
※その他（未提示の中分類を含む。）		—

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
販売従事者		2,899
商品販売従事者	1,979	1,720
販売類似職業従事者		37
営業職業従事者		1,142

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
サービス職業従事者		8,409
家庭生活支援サービス職業従事者	4,680	7
介護サービス職業従事者		3,145
保健医療サービス職業従事者		729
生活衛生サービス職業従事者		475
飲食物調理従事者		1,882
接客・給仕職業従事者		1,485
居住施設・ビル等管理人		70
その他のサービス職業従事者		616

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
保安職業従事者	1,478	624
農林漁業従事者	4,392	831

実態把握による課題の抽出案

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
生産工程従事者		3, 339
生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	1, 727	18
生産設備制御・監視従事者 (金属製品を除く)		75
機械組立設備制御・監視従事者		28
製品製造・加工処理従事者 (金属製品)		378
製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)		1, 720
機械組立従事者		192
機械設備・修理従事者		618
製品検査従事者 (金属製品)		46
製品検査従事者 (金属製品を除く)		38
機械検査従事者		65
生産関連・生産類似作業従事者		161
輸送・機械運転従事者		1, 693
鉄道運転従事者	1, 066	0
自動車運転従事者		1, 257
船舶・航空機運転従事者		0
その他の輸送従事者		64
定置・建設機械運転従事者		372

職業分類	宮古島市就業者数	鹿児島県の月間有効求人数
建設・採掘従事者		2, 030
建設躯体工事従事者	1, 904	323
建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)		446
電気工事従事者		294
土木作業従事者		955
採掘従事者		12

運搬・清掃・包装等従事者		2, 635
運搬従事者	1, 988	881
清掃従事者		992
包装従事者		102
その他の運搬・清掃・包装等従事者		660

分類不能の職業		0
分類不能の職業	0	0

	紹介件数	就職件数
鹿児島県	5, 363	2, 623

令和7年4月 (全数の現数値)

第2 受入れ地域及び受入れ体制

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

- ・「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、鹿児島市を選定する。
- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。
担当部署は、国・県の関係者の担当部署等を記載した。
役割は、就労支援に関する担当分野・担当業務等を踏まえつつ、任意に設定したものを、簡潔に記載した。

モデル検討の対象となる受入れ地域 鹿児島市 (※避難元の市町村：宮古島市)

モデル市町の選定（関係者の整理）

担当部署		役割
国 (鹿児島労働局)	職業安定課	県内の支援体制構築に向けた総合調整，関係部署との連絡調整，人員等の調整，情報収集・分析，就労支援の周知，ハローワークが行う職業紹介，雇用保険手続の管理
	職業対策課	ハローワークが行う高齢者，障害者等就職困難者に対する職業紹介の管理 雇用関係助成金審査事務
	訓練課	ハローワークが行う公共職業訓練，新規学校卒業予定者，ミドルシニア世代（概ね35歳以上59歳以下）の職業紹介の管理
	需給調整事業室	労働力需給調整事務
	ハローワーク鹿児島を含む7箇所施設	職業相談・雇用保険（※）手続 ※雇用保険手続はハローワーク鹿児島のみで対応
鹿児島県	危機管理課	避難住民受入に係る総括
	雇用労政課	就労支援対策の実施（国が行う就労支援への協力，避難者の就労確保に向けた庁内各課や市町村との連携 等）
	各所管課	各課所管事業に関する避難住民への情報提供

体制づくりに係る検討内容案

平時の協力体制の活用

- ・非常時にのみ設置し連携して該当都道府県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・鹿児島労働局と鹿児島県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は電子メール・WEB会議システム等を用いて確立する。
- ・国（鹿児島労働局）及び鹿児島県は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

体制の性質

- ・国（鹿児島労働局）が主体となり鹿児島県と連携を図って就労支援を行う。
- ・鹿児島県は国（鹿児島労働局）が行う就労支援に協力するほか、鹿児島県独自の就労支援にも並行して取り組む。

立ち上がりの時期

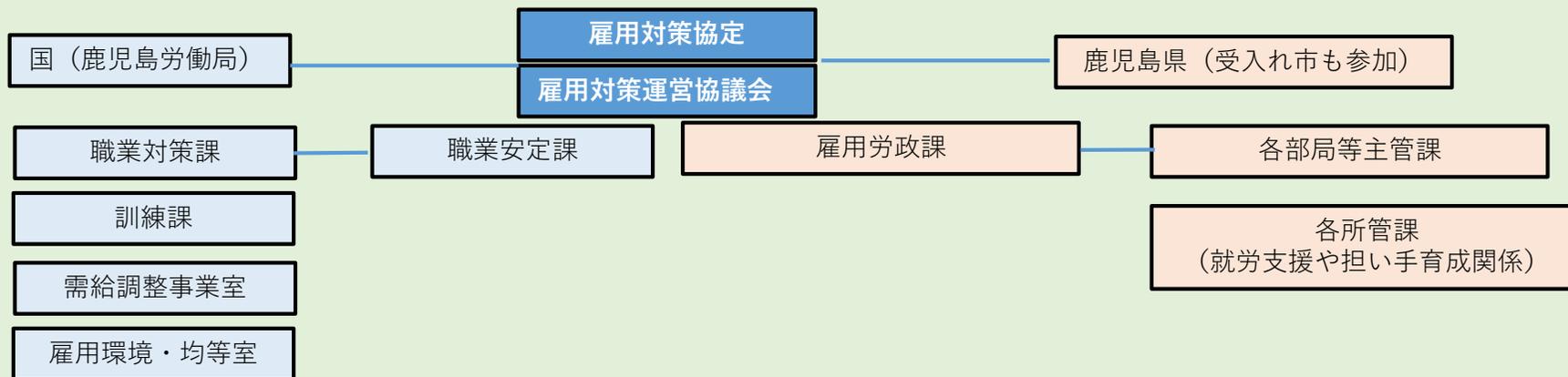
- ・避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

体制づくりに係る検討内容案

メンバー等

【イメージ】

- ・ 鹿児島労働局と鹿児島県との間で締結している「雇用対策協定」とその中で運用している運営協議会を中心にメンバー等を検討する。



- ・ 通常業務や雇用対策運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援の指示発令直後に受入れ数，受入れ市町を把握するほか，避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国，県や市等で共有し，課題を抽出する。 ・ 実態把握は断絶させることなく，避難住民の需要を把握してその解決を図る。
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置の必要性の判断 ・ 設置場所，設置数，付する機能，縮小・移転等の時期の判断 ・ 総合的な労働相談窓口に適した施設の選定
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員の派遣調整（国・県），全国からの応援職員の派遣申請等（国） ・ 就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討 ・ 総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討

第3 総合的な労働相談窓口等の設置に関する検討

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じた的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口**、**②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのか分からない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのか分かっている方

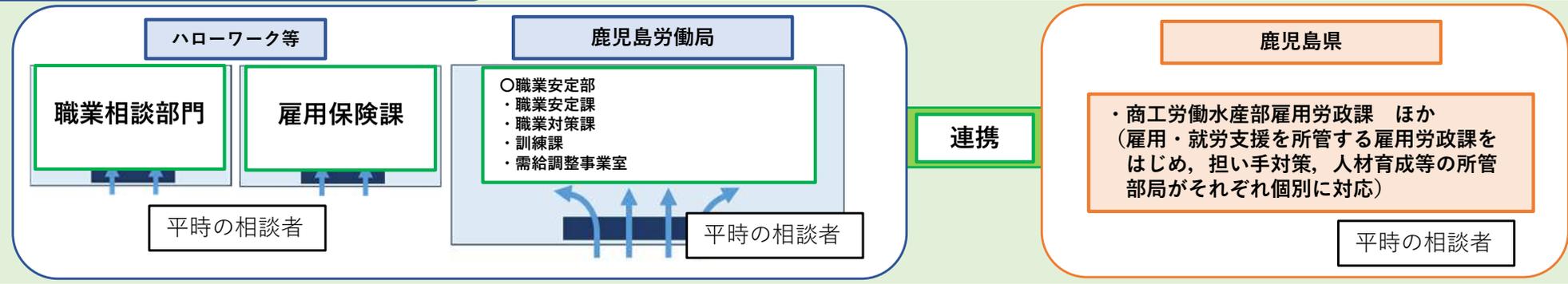
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

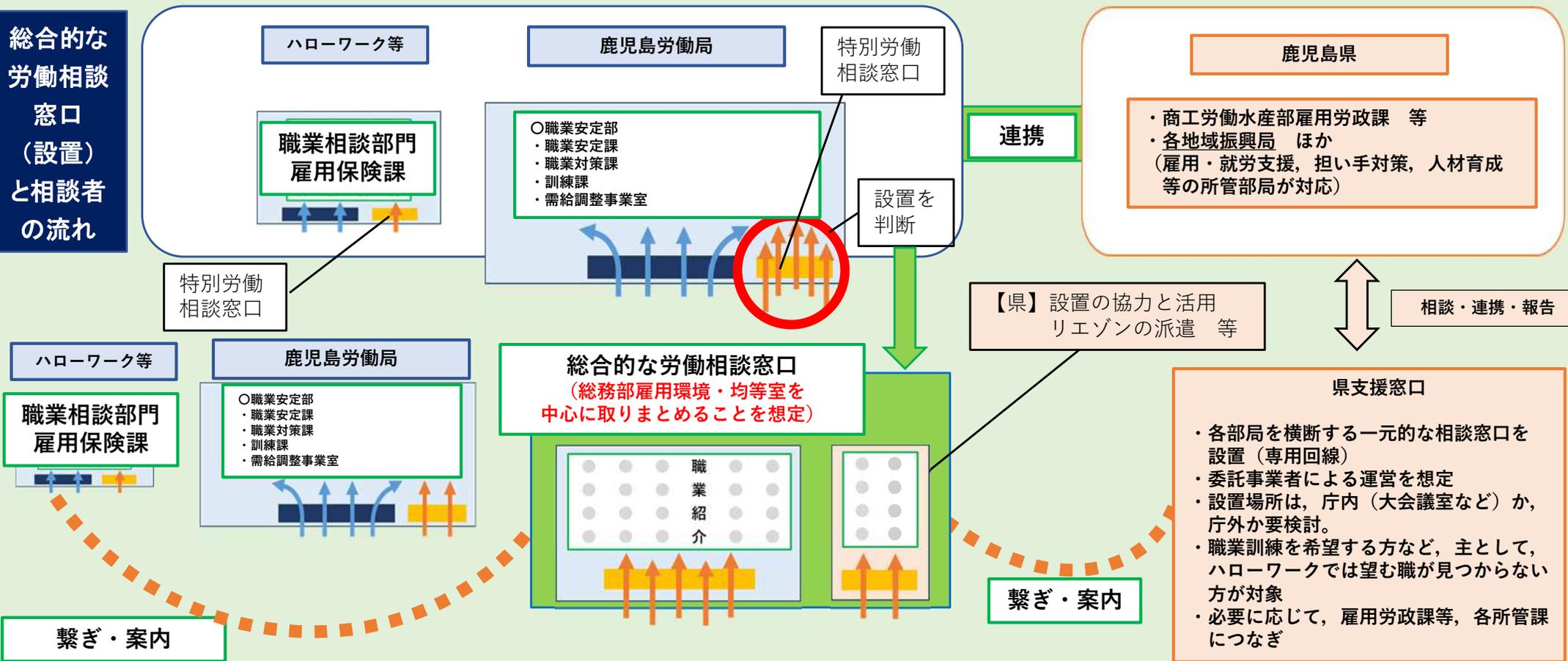
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

総合的な労働相談窓口等のイメージ

平時の連携と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口（設置）と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

労働局等の
既存関連施設での運営
可能性

鹿児島労働局雇用環境・均等室（鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階） 担当区域：鹿児島県全域					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
・鹿児島県全域で宮古島市から約14,000人を受入れ（モデル地域とする鹿児島市での約8,640人の受入れ含む。）	2つの相談室について他相談者との併用使用	1から2人	経験則から1人当たり45分と想定して、最大20人	・JR鹿児島中央駅から市電に乗り、鹿児島市役所前電停下車徒歩1分	必要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境・均等室に総合的な労働相談窓口を設置することを想定 ・避難住民からのファーストコンタクトに応じて、ハローワーク等に誘導するための役割 ・鹿児島労働局職業安定部及び4つのハローワーク（かごしま、国分、指宿、かのや）には、特別労働相談窓口を設置することを想定 ・職業相談等に対応するための特別労働相談窓口を設置するハローワークへの、総合的な労働相談窓口の設置は困難 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

労働局等の既存関連施設での運営可能性

ハローワーク鹿児島（管轄区域：鹿児島市，鹿児島郡）					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
モデル地域とする鹿児島市での約8,640人の受入れ	会議室に専用窓口を3つ設置	3人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大45人 (7.5H ÷ 0.5H × 3窓口)	JR鹿児島中央駅から市バスに乗り、天保山中学校前停留所下車徒歩1分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の相談ニーズは、就労以外にも雇用保険（失業給付）等に関する相談が寄せられることが想定されることから、各種相談に対応できるハローワーク鹿児島に特別労働相談窓口を設置する。 ・ 就労に特化した相談であれば、ハローワーク鹿児島以外の5つの附属施設でも対応を可能とする。 ・ 障害者などの収容施設からハローワークに移動することが困難な方については、オンラインによる職業相談を実施 				

鹿児島労働基準監督署（管轄区域：鹿児島市，いちき串木野市，指宿市，西之表市，日置市，南さつま市，南九州市，枕崎市，鹿児島郡，熊毛郡）					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
モデル地域とする鹿児島市での約8,640人の受入れ	会議室に専用窓口を2つ設置	2人	経験則から1人当たり30分と想定して、最大30人 (7.5H ÷ 0.5H × 2窓口)	JR鹿児島中央駅から徒歩10分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の相談ニーズは、事業場からの労働保険料納付に関する事、労働者からの賃金未払いに関する事が想定されることから、鹿児島労働基準監督署に特別労働相談窓口を設置する。 ・ なお、相談者の増加に応じて、他労働基準監督署職員や労働基準部職員による応援派遣を検討する。 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

人員の確保

【都道府県労働局施設の一部を総合的な労働相談窓口として転用できるかの検討】

○合理性

職業安定部及びハローワークに設置する特別労働相談窓口の役割は、専門性の高い職業相談や雇用保険手続と整理するところ。一方で、総合的な労働相談窓口には避難住民からは就労以外の未払い賃金等の相談も寄せられることが想定されることから、ニーズに応じた各専門窓口へ誘導する必要がある。このことから、総合的な労働相談窓口は、職業相談や雇用保険手続に特化した支援を行う職業安定部及びハローワークではなく、鹿児島労働局総務部雇用環境・均等室施設に設置のうえ、避難住民からのファーストコンタクトに対応していくことが合理的であると考えられる。

○どれだけの人員が避難住民の就労支援に専従させることが可能か。

雇用環境・均等室の平時の業務を遂行させることを考慮すると、1から2人が限度

○どれだけの人員数や職種が不足するのかについての、概数把握

避難住民からの多岐にわたるファーストコンタクトに対応するためには、ハローワーク及び労働基準監督署の業務に精通した4名程度の人員が必要と考えられる。

【避難住民の就労等相談対応の専従職員の指名や総合的な労働相談窓口への応援派遣する職員の指名に係る手順等】

○避難住民の就労等相談対応（特別労働相談窓口での対応を想定）の専従職員の指名に係る手順等

各ハローワーク内の職業相談部門、雇用保険課職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

○総合的な労働相談窓口への応援派遣する職員の指名に係る手順等

職業安定部内の職業紹介・雇用保険手続に知見がある職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

【労働局庁舎勤務の職員について繁忙なハローワークや総合的な労働相談窓口へ応援派遣する場合の手順等】

○繁忙なハローワークへ応援派遣する場合の手順等

- ・各ハローワーク内の職業相談部門、雇用保険課職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。
- ・職業安定部内の職業紹介・雇用保険手続に知見がある職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

○総合的な労働相談窓口へ応援派遣する場合の手順等

職業安定部内の職業紹介・雇用保険手続に知見がある職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

【受入れ市町を担当しないハローワーク職員について繁忙なハローワークや総合的な労働相談窓口等へ応援派遣する場合の手順等の整理】

○繁忙なハローワークへ応援派遣する場合の手順等

各ハローワーク内の職業相談部門、雇用保険課職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

○総合的な労働相談窓口へ応援派遣する場合の手順等

各ハローワーク内の職業相談部門、雇用保険課職員を名簿化し、日替わり・週替わり等で指名する。

【全国からの応援職員の派遣する手順の確認】

職業安定部から厚生労働省本省への依頼

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第2 総合的な労働相談窓口に適した施設の検討

※モデル地域とする鹿児島市における総合的な労働相談窓口の候補施設の検討

総合的な労働相談窓口の候補施設	鹿児島労働局総務部雇用環境・均等室 合同会議室 (鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎)
・収容数	1日に対応可能な相談者の概数：最大20人
・備品（机・椅子等）	施設付属の机，椅子を使用
・通信設備	あり
・空調（冷暖房） など	あり
交通利便性	鹿児島市役所から約0.3キロに位置し，JR鹿児島中央駅から市電に乗り，鹿児島市役所前電停下車徒歩1分であり，交通利便性は良い。 また，避難住民の収容施設（ホテル等）のほとんどが同施設の周辺に所在している。
複数設置の必要性	職業相談等に対応するための特別労働相談窓口を設置するハローワークへの，総合的な労働相談窓口の設置は困難

施設の条件

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3 総合的な労働相談窓口に付する機能 適切な支援に繋ぐ機能整備

付する機能

総合的な労働相談窓口（鹿児島労働局雇用環境・均等室に設置）

（支援内容）

- ・避難住民からのファーストコンタクトに応じて、ハローワーク等に設置する「**特別労働相談窓口**」や、県支援窓口等に誘導する。

（窓口体制）

- ・職員：1～2名 ・相談ブース：2箇所
- ・1日に対応可能な相談者の概数 窓口対応：経験則から1人当たり45分と想定して、最大20人

- ・仕事の相談
- ・雇用保険の相談

- ・賃金未払の相談

- ・県への相談

特別労働相談窓口

鹿児島労働局職業安定部に設置

（支援内容）

- ・「総合的な労働相談窓口」を介さず、仕事・雇用保険の相談があった場合は支援概要を丁寧に説明のうえ、ハローワーク鹿児島に設置した「特別労働相談窓口」に誘導する。

特別労働相談窓口

ハローワーク鹿児島に設置

（支援内容）

- ・職業紹介
 - ・障害者、高齢者等就労支援、母子・父子家庭支援
 - ・職業訓練のあっせん
 - ・雇用保険の支給
- （窓口体制）
- ・平時の各職業相談窓口、職業訓練窓口、雇用保険窓口で対応

特別労働相談窓口

鹿児島労働基準監督署に設置

（支援内容）

- ・賃金未払に対する立替払制度の説明
- （窓口体制）
- ・平時の相談窓口で対応

県支援窓口

一元的な相談窓口を設置

（支援内容）

- ・ハローワークでは希望する就業ができない方、職業訓練を希望する方等からの相談対応

※平時から雇用労政課に設置している「労働相談窓口」に仕事、雇用保険、賃金未払の相談が寄せられた際は、ハローワーク等に設置する「特別労働相談窓口」を案内

- ・賃金未払の相談

- ・仕事の相談
- ・雇用保険の相談

- ・鹿児島県の収容施設において、ハローワーク等に設置する特別労働相談窓口の案内チラシを配布し、避難者自身がニーズに沿った対応窓口で相談が受けられるように導線を敷くことで、総合的な労働相談窓口の混雑を回避することを検討したい。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第4 特別労働相談窓口及び県支援窓口に対する機能

国（都道府県労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

付する機能	国（都道府県労働局）	連携	県
	職業紹介等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介 ・ 求人情報の提供 ・ 合同就職面接会の実施（県と共同開催） ・ 人材不足分野である医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野のマッチング支援 		職業紹介等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介（主にハローワークでは希望する職が見つからなかった方） ・ 合同就職面接会の実施（国と共同開催） ・ 各分野（医療、保育、介護、運輸・交通、建設業、製造業、サービス業等）への就業希望者への対応 →商工会議所・商工会、金融機関等、各分野の主要団体等と連携（就業希望者の受入を要請） →人材不足分野である医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野のマッチング支援 ・ 無料職業紹介事業の活用 ・ 第一次産業への就業希望者への対応（農業労働力支援センター、林業労働力支援センター、漁業就業者確保育成センター等）
	障害者、高齢者等就労支援、母子・父子家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労支援 県が指定する障害者就業・生活支援センターとの連携を含む。 ・ 高齢者就労支援 4市のシルバー人材センターとの連携 ・ 母子・父子家庭支援 マザーズハローワーク鹿児島等での支援 		障害者、高齢者等就労支援、母子・父子家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労支援 障害者就業・生活支援センター ・ 高齢者就労支援 シルバー人材センター等との連携 ・ 母子・父子家庭支援 ひとり親家庭等への就労支援 ・ 関係部局との連携
	職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークによる職業訓練のあっせん ・ 雇用保険受給資格がない方への求職者支援訓練の受講案内 		職業訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労政課（公共訓練係・民間訓練係）、ポリテクセンター等の関係機関が対応
	労働関係の各種相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク：雇用保険（失業給付）に関する相談 ・ 労働基準監督署：未払賃金の立替払制度 		労働関係の各種相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から雇用労政課内に設置している労働相談窓口において、避難住民からの労働相談に対応 ・ 相談内容に応じて、県支援窓口やハローワーク等の関係機関に適切に誘導

第5 総合的な労働相談窓口における県職員等の応援派遣調整，資機材の調整

人員・ 資機材 の調整	人員の調整	(国)	※国（都道府県労働局）の記載例は，前述の「人員の確保」に同じ
		(県)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の受入等を行う中で，いわゆる応援職員を派遣するのは県も市町も困難と思料。 ・国への応援職員については，内閣府の総合調整，または厚生労働省の対口支援により，九州以外から人員を確保するのが適当と思われる。 （国の総合的な労働相談窓口に関し，県から連絡調整要員としてリエゾンを派遣することは考えられる。）
	資機材の調整	(国)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な労働相談窓口等で使用する資機材の検討 ・会場付属の設備以外の業務に関連する資機材を持ち込む。 総合的な労働相談窓口を鹿児島労働局雇用環境・均等室（鹿児島山下町13番21号 鹿児島合同庁）に設置し，既存の相談室を利用することを想定
			(県)

総合的な労働相談窓口等に係る検討内

第6 設置時期等

設置時期等	設置時期	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局及び鹿児島県は、国による避難措置の指示の発令に伴い、設置準備を開始し、早期の設置を目指す。
	縮小・移転時期	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局及び鹿児島県は、国からの指示に基づき、総合的な労働相談窓口の縮小や鹿児島労働局施設内に就労支援の特設ブースを設置して移転するなどの措置を講じる。 ・応援派遣人員の縮小、解除などの判断・申請 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 鹿児島労働局 <ul style="list-style-type: none"> 労働局所属職員の応援派遣縮小、解除の判断とその手順を整理する。 全国からの応援派遣職員の縮小、解除の申請やその手順を整理する。 ・縮小・移転する場合の周知方法の徹底 <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局の措置に応じた応援派遣人員の縮小、解除 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県 <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局への派遣職員（リエゾン）については、同労働局と調整の上、派遣終了。 ・県支援窓口については、国による避難措置の指示の解除後も、避難住民が帰島するまでの間、縮小しながらも継続することを検討。 </div>

第7 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島労働局と鹿児島県が共同して総合的な労働相談窓口の周知にあたり、設置前、設置中、縮小・移転前、縮小・移転後などの節目を捉えた効果的な広報を行う。 ・周知・広報の方法 <ul style="list-style-type: none"> 公式ホームページ、SNS、県政かわら版等を活用 避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施） プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用） 協力的な事業者との連携強化及び新規開拓 国と連携して、テレビや新聞等による広報・周知
-------	--

第4 実態把握を踏まえた 就労支援等に係る検討内容案

実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

統計資料の
傾向等から
事前に準備
しておく
就労支援の
検討

避難元地域の要配慮者への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた人材不足分野のマッチング支援	【人材不足分野におけるマッチング支援】 要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて人材不足分野である医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野における就職支援を行うもの。	
	要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を各対策部と連携して、把握し、実態に応じて各分野における就職支援を行う。 労働局と県と関係団体が協働した就職フェアなどのイベント開催 等	
避難先地域における取組事業の活用 等	県支援窓口	・労働相談・就労支援に係る一元的な相談窓口を設置
	関係団体等との連携による雇用の確保	・商工会議所等の関係団体、企業等に対して、就労を希望する方の受け入れ等について要請 ・県支援窓口への相談者、ハローワークからの紹介者等との就労マッチング ・平時から人材が不足する業種においては、関係機関・団体と連携して、積極的に就労を支援
	職業訓練等	・県立職業能力開発校や民間教育訓練期間等を活用して実施する職業訓練の募集枠を拡大して、希望する避難住民に職業訓練を実施 ・就労に必要なスキルを修得するための研修等を実施（デジタル分野のプログラミング研修など）
	一次産業への就業希望者に対する支援	・一次産業への就業を希望する方への支援（農業労働力支援センター、林業労働力支援センター、漁業就業者確保育成センター等において対応） ・市町村との連携
	その他	・障害者就業・生活支援センターによる障害者への支援（障害者雇用体験、障害者の就職活動に伴う日常生活や社会生活上の支援等） ・シルバー人材センターとの連携による高齢者支援 ・無料職業紹介事業所の活用・連携 ・若者への就職応援（合同企業説明会、UIターンフェア等） ・そのほか、就労先の不足が見込まれる場合は、避難住民の状況や要望等を踏まえ、労働局や市町村と連携して、雇用創出施策の必要性を検討

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

総合的な労働相談窓口における
実態把握を基にした就労支援
に向けて情報収集・共有等
のあり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いた国（鹿児島労働局）と鹿児島県との初期的な情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（鹿児島労働局）は確実に把握した上で、それを鹿児島県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。
また、県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
 - ◇ 集約専従職員（班）を設置
 - ◇ 集約結果をメール等を用いて国（都道府県労働局）の担当部署に報告
 - ◇ 当日の取扱い情報の管理
- ・情報の分析
 - ◇ 概ね7日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
 - ◇ 国（鹿児島労働局）は、九州・山口各県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
 - ◇ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。
- ・分析結果の活用
 - ◇ 国（鹿児島労働局）と鹿児島県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
 - ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

第5 検討により見えてきた課題と対応方針

項目等

1 統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

2 総合的な労働相談窓口の、1日に対応可能な相談者の人数

3 総合的な労働相談窓口の名称設定

4 総合的な労働相談窓口からの、県支援窓口等への円滑な誘導

5 特別労働相談窓口と県支援窓口等との連携

1 統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

(1) 課題

管理的職業従事者，事務従事者，保安職業従事者，農林漁業従事者については，宮古島市の職業別就業者数と比較して鹿児島県の月間有効求人数が少ないところ。

(2) 検討方針

ア 分散化

避難者については，鹿児島県以外の福岡県，熊本県，宮崎県でも受入れることから，避難者の分散化によるマッチングを図りたいところ。

イ 農林漁業従事者

特に，農林漁業従事者については，就業者数と求人数の乖離が大きいことから，ハローワークの個別求人開拓による支援を検討する。

2 総合的な労働相談窓口の、1日に対応可能な相談者の人数

(1) 課題

ア スペース

雇用環境・均等室に設置することを想定しているところ，既存の2つの相談室を他相談者との併用使用とするため，大人数を同時に相談することが困難

イ 人員の確保

雇用環境・均等室の平時の業務を遂行させることを考慮すると，相談対応に専従可能な職員は1から2人が限度であるため，大人数を同時に相談することが困難

(2) 検討方針

ア スペース

雇用環境・均等室が入居する鹿児島合同庁舎の，他省庁も使用する共同会議室について，専有使用ができないか検討したい。

イ 人員の確保

職業安定部内の職業紹介・雇用保険手続に知見がある職員を名簿化し，日替わり・週替わり等で指名することを想定しているが，1日当たり2人が限度と考えることから，全国からの応援職員について，本省協議を検討したい。

ウ 特別労働相談窓口の案内チラシの配布

鹿児島県の収容施設において，ハローワーク等に設置する特別労働相談窓口の案内チラシを配布し，避難者自身がニーズに沿った対応窓口で相談が受けられるように導線を敷くことで，総合的な労働相談窓口の混雑を回避することを検討したい。

3 総合的な労働相談窓口の名称設定

(1) 課題

鹿児島労働局が想定する総合的な労働相談窓口の役割については，避難住民からの多様なファーストコンタクトに応じて，ハローワーク等に誘導することを想定していることから，避難住民側の，総合的な労働相談窓口において専門的な支援を受けられるとの認識が生じることを回避したい。

(2) 検討方針

避難住民からの多様なファーストコンタクトに応じるためのハローワーク等への誘導窓口であることが認識できる名称を検討したい。

4 総合的な労働相談窓口からの、県支援窓口等への円滑な誘導

(1) 課題

避難住民からの多様なファーストコンタクトの中に，生活資金の相談や就学，住居の相談が含まれる場合の県支援窓口等への円滑な誘導

(2) 検討方針

県支援窓口や支援施策を整理したマニュアル・チラシをご厚与いただくことで円滑な誘導を実現したい。

5 特別労働相談窓口と県支援窓口等との連携

(1) 課題

特に，避難住民からの「仕事の相談」に対する支援について，特別労働相談窓口と県支援窓口等との連携の充実

(2) 検討方針

職業安定部において，特別労働相談窓口と県支援窓口等による支援内容を整理のうえ，連携の充実を図るためのマニュアル作成について検討したい。

項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題, 検討方針)
県の就労支援	<p>①県の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労に係る県支援窓口を設置して、ハローワークでは望む職種が見つからなかった方に対して、市町村とも連携して、避難住民に寄り添った、きめの細かい支援を実施。 第一次産業に就労を希望する方からの相談や、ハローワーク等からの紹介があった場合は、できるだけ希望に沿った就労ができるよう支援を検討。 関係団体（商工会議所・商工会など）、企業等に要請して、避難住民の就労先を確保 医療、保育、介護、運輸・交通など恒常的に人員が不足する業種については、関係団体等と連携して、積極的に人員を確保。 希望者には、職業訓練や就労に必要なスキル修得の研修等を実施し、就労をフォロー そのほか、就労先の不足が見込まれる場合は、避難住民の状況や要望等を踏まえ、労働局や市町村と連携して、雇用創出施策の必要性を検討。 <p>②課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに数千件以上の雇用の発生が見込まれるので、国や市町村と協力して、新たな雇用を創出・確保する必要。 医師や技術者など、就労に必要な資格や免許、身元の確認（このような事態なので、なおさら綿密な照合が必要）をどのように行うのか。 企業は、優秀な人材を長期にわたり確保したい意向。避難の必要がなくなり、いつ離職するか分からない方々の積極的な雇用をどのように促進していくのか。 職業訓練については、訓練を実施できる施設や指導員、訓練実施後の就職先等をどのように確保していくのか。 (例：訓練施設について、平時に必要な施設数以上の整備を行うのは困難) 主に第一次産業従事者を対象とする県や市町村の担い手育成・確保については、平時とは規模感が大きく異なる。また、これらの就労支援は、基本的に、本県での継続的な就業を念頭に置いた取組であり、避難民の一時的な受け入れにはそぐわない面がある。避難がいつまで続くか分からない中で、働く場所の確保や国による財政支援等、新たな枠組みを検討していく必要。 <p>③対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労先の不足が多く見込まれる場合は、新たな雇用を創出するための大規模な雇用創出施策の検討が必要となる。特に第一次産業を対象とする県や市町村の担い手育成・確保については、平時とは規模感が大きく異なるため、国に対して必要な財政支援等を要請することを検討する。 医師や技術者など、就労に必要な資格や免許、身元確認の方法等について、国において統一的な方法を検討し、マニュアル等を整備する必要がある。 職業訓練は、訓練施設や指導員、訓練実施後の就職先について、国や他県などの関係機関、各種団体と連携した確保について検討する。